

会 議 録					
行田市教育委員会 令和2年第12回 11月定例会					
招集年月日	令和2年11月11日(水)		開会場所	行田市産業文化会館 第2会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	11月11日(木)	午後 2時00分	教育長	鈴木トミ江
	閉会	11月11日(木)	午後 3時10分	教育長	鈴木トミ江
教育長	鈴木トミ江	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	鈴木 トミ江				
2	岸田 昌久				
3	鹿山 高彦				
4	飯塚 千十世				
5	大澤 恵子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	吉田 悦生	書記長	諸貫 忠秋		
生涯学習部長	藤井 宏美	書記次長	上野恵美子		
学校教育部参事		書記	久積 史明		
兼学校教育課長	荻原 章				
学校教育部次長					
兼教育総務課長	諸貫 忠秋				
学校教育部副参事	今成 健				
学校給食センター所長	小林 誠				
ひとつくり支援課長					
兼スポーツ振興課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	杉山 孝義				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	柿沼 誠				
教育研修センター所長	斎藤 操				
教育研修センター主幹	大野 三佳				
学校教育課主幹	小澤美穂子				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和（省略）</p> <p>教育長 本日は、議案3件、日程第1及び日程第2は議会案件であることから会議は非公開、議事録については、議会終了後となるので公開とし、また日程第3は個人情報を含む案件であることから会議は非公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、10月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 10月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	議案第87号 令和2年度一般会計教育費 補正予算について	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案については、12月定例市議会に補正予算を上程するため、教育委員会へお諮りするものである。 まず、債務負担行為の補正については、令和3年度に予定している外国語指導助手付帯業務委託として、ALTを直接雇用するために付帯する業務を新年度当初である4月1日から実施する必要があることから、本年度中に契約を締結するために、限度額428万8千円の債務負担をお願いするものである。 次に、歳出について、10款教育費で520万円の追加である。 2項小学校費の380万円、3項中学校費の140万円は、 ◎教育振興助成費（教育総務課）にある教材費の計上である。</p>	

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>内容は、本年度、G I G Aスクール構想による児童生徒1人1台の学習用端末を整備することとしており、学校の授業での使用に加え、家庭に持ち帰る必要が生じた場合に、W i F i環境のない家庭でも端末を活用した学習を可能とするため、貸出用のモバイルW i F iルーターを配備するものである。家庭におけるW i F i環境の状況を調査した結果に基づき、小学校分380台、中学校分140台を配備しようとするものである。</p> <p>次に、歳入について、14款国庫支出金、2項6目 教育費国庫補助金の「学校I C T環境整備費補助金」として、小中それぞれ歳出計上額と同額を計上するもので、機器購入費1万円の限度内で全額を国庫補助で賄うものとなっている。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>岸田委員 貸出用のモバイルルーターの数とタブレットの数は合うのか。</p> <p>教育総務課長 モバイルルーターは1人1台というタブレットの数ではなく、アンケートで把握したW i F i環境がない世帯数である。</p> <p>岸田委員 家庭での設置方法はどのようなか。</p> <p>教育総務課長 持ち運びができるW i F iルーターを置くだけのものである。</p> <p>鹿山委員 通信費はどうなるのか。</p> <p>教育総務課長 各家庭で負担することを想定している。</p> <p>鹿山委員</p>
--	--	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第88号 行田市公立学校設置条例の 一部を改正する条例の制定 について</p>	<p>金額はいくら位か。</p> <p>学校教育課長 1カ月2,000円～2,500円くらいである。</p> <p>鹿山委員 支出できない家庭はどうなるのか。</p> <p>教育総務課長 WiFi環境がないのは、経済的な理由によるものと考えられたため、就学援助費等の対象経費とすることも検討している。</p> <p>岸田委員 持ち帰ることで故障した場合の対応はどのようか。</p> <p>教育総務課長 1台1台の補償を含む契約は高額となるため、予備器を用意することを予定している。</p> <p>岸田委員 南河原地区はすでに活用されているが、壊れたり、紛失したりする事例はあるか。</p> <p>教育総務課長 タブレットが壊れたことはない。教室内の機器は修繕で対応したことはある。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本案は、学校の再編成に関し、令和4年4月に、中央小学校及び星宮小学校の2校を統合し、新たな学校を設置するため、条例を改正しようとするものである。 第2条は、名称及び位置を定めるもので、別表で小学校・中学校を定めている。現在の規定では、小学校を別表第1、中学校を別表第2と別に定めているが、一つの別表の中で小学校と中学校を区分する形に変更するものである。</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>また、再編成に伴う内容の変更は、別表第1のうち、「中央小学校」及び「星宮小学校」を削除し、小学校の一番下の行に、新たに設置する学校として、名称は「忍小学校」、位置は現在の中央小学校の位置である「行田市本丸7番20号」と定めるものである。</p> <p>なお、同じく令和4年4月の設立を目指し、協議を進めてきた見沼中学校区における義務教育学校については、地域からの要望が提出され、保護者への意識調査を実施した結果、義務教育学校の設立に反対する意見が多く、計画通り進めることは困難であると判断し、これを実施しないこととした。</p> <p>しかしながら、複式学級の解消は急務であり、令和4年4月の実現に向け、今後、その方策を特に当事者である保護者の意見を伺いながら決定することとし、その結果に基づき、改めて条例の改正を行う必要がある。</p> <p>また、平成31年3月に承認をいただいた「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」についても、通学区域等審議会など必要な手続きを踏まえ、見直しを進めていく。</p> <p>この条例の施行日は令和4年4月1日である。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>岸田委員 市内では、55年前に行われた西小学校と太井小学校の統合以来だと認識している。先進地を参考に慎重に進めてほしい。 市議会への議案説明の際、見沼中学校区の説明は行うのか。</p> <p>教育総務課長 条例改正については、中央小・星宮小の部分であるが、経過として説明する必要があると認識している。</p> <p>鹿山委員 一番遠くなる児童の通学時間はどのくらいになるのか。</p> <p>教育総務課長 現在の中央小までの距離は、3kmから4kmくらいである。</p>
--	--	--

		<p>2 km程度の基準を設け、スクールバスの導入を検討している。</p> <p>鹿山委員 跡地はどのような計画があるのか。</p> <p>教育総務課長 跡地利用は全庁的な検討を始めており、庁内での意見や地域の意見を募るなど、それぞれで活用について検討している。</p> <p>岸田委員 星宮小は、以前グリーンホームの場所にあり、北部の地域の人はずっと学校が離れていく。通学に配慮してほしい。また再編まで期間があまりない。教職員の人事を含め、いろいろな準備あるが計画を進めてほしい。</p> <p>大澤委員 学校備品はどう扱うのか。</p> <p>教育総務課長 備品台帳により、それぞれの教科担当の教員に協力いただき、選別等を進めていく。図書備品も現在データ化しており、それによりどの図書を学校に持っていくか検討していく。</p> <p>岸田委員 書類には個人情報が含まれる指導要録がある。慎重に整理、引き継ぎをお願いしたい。</p> <p>飯塚委員 準備委員会の中で、お互いの学校を尊重しながら、思いやりを持って、配慮を持って進めていくとある。円滑に進むようお願いする。</p> <p>教育長 委員の意見を参考に進めていきたい。</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	--

	<p>議案第89号 令和2年度障害のある児童生徒の就学に関する答申について</p>	<p>教育長 これより非公開とする。</p> <p>(非公開)</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 以上で、本日の日程を終了し、定例会を閉会とする。</p>
--	---	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和2年12月18日(水) 午後3時
行田市産業文化会館 第2会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員